真岡市行政評価システム

評価対象年度　令和7　年度　　**事務事業評価マネージメントシート**　　作成日　令和8年3月13日

事務事業名	児童扶養手当支給事業		担当課・係	健康福祉部　こども家庭課　子育て支援係
政策名　No	2	「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～	関連する SDGs･DX	
施策名　No	1	子育て支援の充実		

成果指標

名　称	単　位	初年度からの実績値の比較 R7	R8	R9	R10	R11	目標値 R11
合計特殊出生率	―	1.09					1.54
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	%	98.5					維持

事業内容

父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉を増進することを目的とする。
【事業主体】市　　【補助率】国1/3・市2/3
【対象】父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に到達する年度末までにある児童又は20歳の誕生日の前日の属する月に政令で定める程度の障害のある児童）を監護している父又は母又は両親に代わって養育している者に対して支給される。
【支給の制限】請求者及び生計同一の配偶者、扶養義務者の個々における所得が扶養親族等の数に応じて定める額未満であれば手当の一部又は全部が支給される。
【手当額】令和７年4月分から全部支給：46,690円、第2子以降加算額11,030円、一部支給：11,010円～46,680円、第2子以降加算額5,520円～11,020円

<変遷>
・昭和37年1月 児童扶養手当法施行　・平成22年8月　父子家庭に制度拡充　・平成26年12月 公的年金との併給可能。手当額が年金額を上回る場合その差額を支給
・令和元年11月分　支払回数を年3回から年6回に見直し　・令和3年3月　障害基礎年金等の加算額を上回る場合、その差額を支給
・令和6年11月分　所得制限の緩和、第3子の支給額増額

前年度の課題（Check）

児童を養育する家庭の生活安定と自立を促進している。
児童扶養手当の受給資格を確認及び審査の上、適正に支給することが求められている。

7年度振り返り

【１】実績（Do）７年度に実施した事業
父又は母と生計を同じくしていない児童の監護者に対し支給する。
＜所得制限＞あり　※毎年8月の現況届で判定
＜支払時期＞年6回（5月，7月，9月，11月，1月，3月）
＜支給額＞
児童一人　全部支給　46,690円/月
一部支給　11,010円/月～46,680円/月
児童二人目以降の加算額　全部支給　11,030円/月
一部支給　5,520円～11,020円/月
物価スライドにより令和7年4月分より支給額が2.7%引き上げられた。

【２】結果と課題（Check）
令和6年11月から制度拡充となったが、ひとり親家庭の生活の自立に向けて生活支援を促進し、その家庭において養育されている子どもの福祉増進及び適正給付を図るために、離婚等の相談を受けている家庭相談係との情報連携が一層必要となる。
児童扶養手当を不正受給に関する市民からの通報や未婚による妊娠事案等について手当の資格喪失手続きを取っているが、実態調査が難航するケースも多数あり、業務負担が増大している。

今後の方向性と具体策

□ 廃止　□ 休止　□ 目的絞り込み　□ 目的拡充　□ 事業統廃合　□ 事業のやり方改善　□ 予算削減　□ 予算増大　■ 現状維持(従来通りで特に改革改善しない)

【３】具体的な改善策(Action➡Plan)　課題に記載された内容の解決に向けた取り組みについて、**いつ、何を、どのように実施し解決に導くのかを具体的に**記載してください。

(1) ただちに取り組むべきこと
・不正受給の防止について、令和8年度から女性相談支援員をはじめ関係機関との迅速な情報交換に努め、早期対応と業務効率化を図っていく。

(2) 長期的な計画で検討すること
国の事業に基づく適切な支給のための効果的かつ効率的な業務の進め方について